

ID: 1023

担当部署:まちづくり部建築指導課

処分の概要	特別特定建築物に係る制限の緩和に関する認定		
例 規 名 根 拠 条 項	高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例第 14 条		
例 規 番 号			
【基準】 高齢者、身体障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例の取扱いについて （平成16年7月12日付け16都市建市第160号東京都都市整備局市街地建築部長通知） 第4 「制限の緩和について（条例第14条）」 【その他の基準】 ① 高齢者、障害者等若しくは多数の者が円滑に利用できる場合 新築建築物、増築等の場合に一部適用される既存建築物に関わらず、条例の規定と同等以上に円滑に利用できる場合。 ② 建築物若しくはその敷地の形態上やむを得ない場合 建築物が敷地いっぱいに計画され、トイレやエレベーターが設置できなかったり、廊下や階段の広さが確保できないなど、既存部分に条例の規定のすべてを適用すると構造躯体の大幅な変更を伴う場合。 [出典] 東京都都市整備局市街地建築部市街地企画課：高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（建築物のバリアフリー条例）－逐条解説－			
標準処理期間	30日		
備考	市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例第 2 条の表 10 の項		
設 定 年 月 日	平成 29 年 10 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日